

鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創条例補助金（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 新增設事業 工場、事業所その他の施設又は設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。以下「工場等」という。）を新設又は増設する事業をいう。
- （2） 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- （3） 高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。

（事業者となる組合等）

第3条 条例第2条第1号中「知事が別に定める組合その他の団体」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号までに定める組合及びその連合会並びにこれらに準ずるものとして知事が特に認めるものをいう。

（除外する事業者）

第4条 条例第2条第1号の事業者には、次の各号のいずれかに該当する者は含めないものとする。

- （1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規制する業務を営む者
- （2） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （4） 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（認定要件）

第5条 条例別表産業未来共創事業成長・規模拡大型の項支援対象事業欄中「県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域において、承認経営革新計画又は特定承認地域経済牽引事業計画に基づき、県内に事業所を有する事業者が行う重点分野に係る事業であって、投下

固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超えることその他知事が別に定める要件」
(以下「認定要件」という。)とは、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 県内に事業所を有する事業者であること
- (2) 県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域として第20条に定める地域で行われる事業であること。
- (3) 規則第2条各号に規定する重点分野に係る事業であること。
- (4) 投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超える事業であること
- (5) 条例第2条第11号に規定する承認経営革新計画又は条例第2条第12号に規定する特定承認地域経済牽引事業計画に基づき行われる事業であること。
- (6) 雇用等について第21条に定める要件を満たすこと。

(補助対象となる事業)

第6条 条例第2条第2号中「工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備(以下「工場等」という。)の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業又は研究開発のために資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業」(以下「補助事業」という。)とは、条例第2条第11号に規定する承認経営革新計画又は条例第2条第12号に規定する特定承認地域経済牽引事業計画に基づき行われる事業で、次の各号に掲げる事業に該当するもののうち、規則第2条各号に規定する重点分野に係る事業とする。

- (1) 製造業(製造業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。)
- (2) 道路貨物運送業(県内に本店又は主たる事務所を有していない事業者については、製造業における生産工程又は生産管理と密接に関連した事業、かつ県内物流事業者の経営に重大な影響を及ぼさないものに限る。)
- (3) 製造業を直接支援する当該製造業と一連・一体的な専属事業であって、助成を行うことが適当であるとして知事が選定した事業(前号に該当する事業を除く。)
- (4) 情報処理・提供サービス業に属する事業
- (5) ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、インターネット附随サービス業に属する事業
- (6) 自然科学研究所に属する事業
- (7) 職員教育施設・支援業(技術者の研修を主たる目的とするものに限る。)に属する事業
- (8) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、次に掲げるもの
 - ア まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等
 - イ アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等
 - ウ ア、イに関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等
 - エ 人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等
- (9) 市町村長との協議に基づき、知事が選定した事業
- (10) 前各号以外の事業で、条例第2条第11号に規定する承認経営革新計画又は条例第2条第12号に規定する特定承認地域経済牽引事業計画に基づき行われる事業

(重点分野)

第7条 規則第2条各号中「これに類する産業として知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 技術革新型産業分野 製造業に属する産業のうち、保有する技術力等により素材・コンテンツ等の特性又は可能性を大きく引き出し、活用するものであると認められるもの及びIoT機器、ソフトウェア等の最先端技術等を活用して地域に対して相当の経済的効果を及ぼすことが期待されるもの
- (2) 未来挑戦型産業分野 保有する技術力等により素材・コンテンツ等の特性又は可能性を大きく引き出し、活用するものであると認められるもの
- (3) 地域密着型産業分野 製造業に属する産業のうち、保有する技術力等により県内の地域資源等の特性又は可能性を大きく引き出し、活用するものであると認められるもの及び保有する技術力等により地域が直面する課題の解決に対して相当の効果を及ぼすことが期待されるもの、または、第1号、第2号と密接に関連して物流を担うもの
- (4) 国際需要拡大分野 国際需要拡大に資する産業のうち、観光、スポーツ、文化及びまちづくり等の多様な分野で本県の魅力を大きく引き出し、活用するものであると認められるものであって、専ら外国人観光旅客の来訪の促進に資する取組を行うもの

(先進的な取組)

第8条 規則第2条各号中「先進的な取組」に係る先進性は、別紙1の基準に基づき判断するものとする。

(補助対象経費)

第9条 条例第2条第4号中「知事が別に定める費用の額の合計額」とは、投下固定資産額、投下少額資産額、初年度賃借料及び第14条に規定する人材確保費用等の合計額（以下「補助対象経費」という。）をいう。

(投下固定資産額に算入される費用)

第10条 条例第2条第5号中「これに準ずる費用として知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空工場の改修に要する経費のうち建物、機械・備品等の有形固定資産の機能維持や原状回復を目的として、操業開始のために実施される解体撤去、移設、維持・補修、修繕等に要する修繕費及び新增設事業に要する経費のうち、操業開始のために実施される移設・移送に要する経費
- (2) 事業者が事業の用に供する家屋及び償却資産を自ら建設、製造又は加工する場合にあっては、事業者が、他の者から購入する原料又は材料として使用する物品に係る経費及び他の者に建設、製造、加工を委託する経費
- (3) 事業者が県外の工場等の償却資産を県内の工場等へ移設する場合にあっては、移設された事業の用に供する償却資産の第28条に基づく交付申請年度における当該償却資産に係る地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産税の課税標準額

(4) 補助事業の実施に伴い、県内において、主に県外在住者の利用及び社宅（補助事業を行う者が、自ら雇用する労働者を居住させることを目的に設置及び保有する建物をいう。）等の居住等の用に供する施設を整備する経費のうち、次に掲げるもの（補助限度額は2,000万円とする。）

ア 新たに設置する場合にあっては、建物の建築、付帯工事及び建物本体に付帯する償却資産の取得に係る経費

イ 既存建物を取得または改修する場合にあっては、建物の取得（用地費は除く。）、建物の改修、付帯工事及び建物本体に付帯する償却資産の取得に係る経費

ウ 建物及び償却資産を自ら建設、製造及び加工する場合にあっては、他の者から購入した原料又は材料として使用する物品に係る経費並びに他の者に建設、製造及び加工を委託したことに係る経費

(5) ソフトウェア等の取得等に要する経費のうち、次に掲げるもの（ただし、新增設事業がソフトウェア等の取得等のみとなる場合の費用、汎用ソフトウェア及び第13条に掲げる費用を除く。）

ア ソフトウェア等の取得に要する経費

イ 補助事業の実施に必要となるサーバー（共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等）の利用等に要する費用及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要する費用の5年間分の合計額

（投下固定資産額の合算対象法人）

第11条 条例第2条第5号中「その他知事が別に定めるこれに類する法人」とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新增設事業を実施する法人（以下「事業実施法人」という。）の総社員の議決権の過半数を有する法人

(2) 総株主又は総社員の議決権の過半数を有する法人を同一とする、事業実施法人以外の法人

(3) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に定める関係会社のうち、事業実施法人の総株主の議決権の過半数を有する法人及び前2号の法人を除いた法人

（投下固定資産額及び賃借料から控除する額等）

第12条 条例第2条第5号及び第7号中「当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

(1) 類似の補助金等（その財源の一部に県費を含む場合に限る。）の交付対象経費のうち県費助成分相当額

(2) 他の県費による補助金等との均衡上、特に必要と認める経費の額

2 補助金等の財源に県費を含まない場合の当該補助金等の交付対象経費の額については、投下固定資産額及び賃借料から控除しない。

3 条例第2条第5号中「廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額」とは、廃止される工場等の用に供する土地、家屋

及び償却資産を売却等する場合において、次の各号に定めるところにより計算された金額の合計額とする。

- (1) 土地の控除額 移転前の土地の用途廃止面積に相当する面積に新規取得した用地単価を乗じた額
- (2) 土地を除く投下固定資産額の控除額 土地を除いた後の地方税法に基づく移転前の固定資産の評価額

(投下少額資産額に算入される費用)

第13条 条例第2条第6号中「工場等の新設又は増設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に附随して行い、当該取得の効果を高め、又は高い付加価値を生み出す資産の取得に要する費用のうち、知事が別に定めるもの」とは、新增設事業の用に供する次の各号に掲げる資産とする。

- (1) 使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入するもの
- (2) 取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却するもの
- (3) その他知事が特に認めるもの

(人材確保費用等)

第14条 条例第2条第9号中「人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるもの」とは、事業者が常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者を新たに雇い入れ、又は県外に所在する事業所から県内に所在する事業所への従業員の移転に係る経費及び育成、定着等に係る経費（以下「人材確保費用等」という。）で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 求人広告費
- (2) 転職、その他の就職支援のための催事への参加に要する経費（人件費及び旅費を除く。）
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料
- (4) 従業員及びその家族の移転に係る費用であって社内規程等に基づき事業者が負担するもの
- (5) 新たに雇い入れた又は移転した従業員の育成、定着等に係る経費
- (6) その他知事が特に認めるもの

2 前項に規定する費用の対象とする人数は、第28条に規定する交付申請時点において増加した常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の人数を上限とする。

3 前2項の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者は、第28条に規定する交付申請時点で県内に在住する者とする。

4 条例別表産業未来共創事業成長・規模拡大型の項補助金の額欄第4号中「認定を受けた事業の開始の日」には、認定から新增設事業の完了の日までの期間を含めるものとする。

(承認経営革新計画)

第15条 条例第2条第11号中「経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるもの」とは、中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する経営革新計画で、同条第3項

の規定に基づき知事の承認を受けたものとする。

(特定承認地域経済牽引事業計画)

第16条 条例第2条第12号中「承認地域経済牽引事業計画であって知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第6条第1号から第9号までに掲げる事業に該当する場合 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）
- (2) 前号以外の事業に該当する場合 二者以上の県内事業者（鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第8条第2項に規定する県内事業者であって、条例第2条第5号に規定する関連会社（以下同じ。）を除く。以下同じ。）と共同して作成した承認地域経済牽引事業計画

(補助事業の認定)

第17条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、補助事業について、規則第3条に規定する申請（以下「認定申請」という。）を行い、条例第4条第1項に規定する知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

2 規則第3条に規定する「知事が別に定める日」は、認定申請者ごとに知事が個別に定めるものとする。

3 規則第3条第1号に規定する「対象事業に係る事業計画書」及び同条第2号に規定する「対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類」とは、様式第1号によるものとする。

4 規則第3条第3号「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。

(1) 定款及び登記簿謄本

(2) 決算書（直近2期分）

(3) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面

(4) 投下固定資産額・賃借料一覧表（内訳）

(5) 投下少額資産額一覧表（内訳）

(6) 事業実施前の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳（増設の場合）

(7) 就業規則

(8) 人材確保費用等の根拠が明記された社内規程等

(9) 人材確保費用等一覧表（内訳）

5 知事は、事業認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

6 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

7 二以上の事業者が共同して補助事業を実施する場合は、認定申請を共同して行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 関連会社の支出が、賃借料又は人材確保費用等若しくは第10条第1号に規定する投下固定資産額に準ずる費用のみの場合

- (2) 関連会社が工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用（これに準ずる費用として第10条に規定する投下固定資産額に算入される新增設事業に必要な費用を含む。）を支出した場合であって、当該資産を第28条の交付申請を行う日までに条例第4条第3項に規定する認定事業実施者（以下「認定事業実施者」という。）に譲渡することが見込まれる場合

（事業者の要件）

第18条 認定申請者は、認定申請の日時点で法人設立後（個人にあっては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づく個人事業の開業の届出後）2年以上が経過しており、認定を受けようとする事業についての十分な実績を有していなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 認定申請者が法人である場合であって、当該法人の関連会社が認定を受けようとする事業又はこれに類する事業についての十分な実績を有している場合
- (2) 認定申請者又は認定申請者の関連会社の主たる事業所が鳥取県内にあり、認定を受けようとする事業以外の事業分野で既に十分な実績を有している場合
- (3) 認定申請者が作成した事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の実現の可能性、継続の確実性、地域経済への波及効果等が相当程度あるものと見込まれる場合であって、これを県が審査し、知事が特に認めた場合

（事業所の要件）

第19条 第5条第1号の「事業所」とは、従業員と設備を有して、物品の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が1年間以上継続して行われている場所（一時的な事業の用に供されるものを除く。）をいう。

（事業実施地域）

第20条 第5条第2号の「県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域として定める地域」とは、次の各号のいずれかの土地とする。

- (1) 地方公共団体、又は地方公共団体が50パーセント以上出資している法人が取得し、又は造成した工場等の用に供するための一団の土地
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の調査により、工場適地とされた地区内の土地
- (3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区内の土地
- (4) 前号に規定する法律による改正前の農村地域工業等導入促進法第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区内の土地
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第12項に規定する工業地域及び同条第13項に規定する工業専用地域内の土地
- (6) 県と市町村が協議して、あらかじめ知事が選定した土地

(雇用等の要件)

第21条 第5条第6号の「雇用等について定める要件を満たすこと」とは、次の各号のいずれかを満たすことをいう。

- (1) 常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、米国への直接又は間接輸出を行う製造業を営む事業は、アの要件のみを満たすこととする（令和7年10月8日から令和8年3月31日までの間に事業認定を受けたものに限る）。
 - ア 常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数が事業主都合により減少していないこと。
 - イ 別紙2に定める新增設事業の完了の日を含む事業会計年度の前年度以降の付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当たりの付加価値額の伸び率が1年で100分の5以上となること。

(先進技術・県内資源活用事業及び本社機能移転事業)

第22条 条例別表産業未来共創事業成長・規模拡大型の項補助金の額欄第5号中「知事が別に定めるもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 先進的な技術を活用する事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業計画における主となる生産活動において、同業他社に普及していない技術等を活用して新たな製品の開発又は生産、サービスの提供等を行うもののうち、活用される技術が特に先進的であると知事が認めた事業
 - イ 県内で開発されたデジタル技術若しくはそれ以外の技術・製品等を含めて構成するが、基本設計・実施設計部分を県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者）又は自らが手掛けたデジタル技術により、組織、プロセス、企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立する取組のうち、特に先進的であると知事が認めた事業（当該事業に係る相当投資額が投下固定資産額及び賃借料の合計額の3割以上である場合に限る。）
 - ウ 国のGX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）にて地域分散を推進しているデータセンター等の整備を県内において行う事業
- (2) 県内の資源を活用する事業とは、事業計画で主となる生産活動において、県内の地域産業資源（農林水産物及び鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術に限る。）を活用する事業であって、当該地域産業資源以外では代替することが著しく困難な事業のうち、地域の活性化又は地域課題の解決に特に寄与するものであると知事が認めた事業（当該地域産業資源を大量に使用する事業を除く。）とする。なお、活用する地域産業資源は、当該地域産業資源に係る地域において生産・製造等されたものに限る。
- (3) 本社機能の移転を伴う事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 次のいずれかに該当する地域から、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の主たる部分、かつ本店所在地を県内に移転する事業
 - (ア) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地を含む市町村

- (イ) 首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯を含む市町村
- (ウ) 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域を含む市町村
- (エ) 近畿圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備区域を含む市町村
- (オ) 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第3項に掲げる都市整備区域を含む市町村
- (カ) (ア) から (オ) までに規定する区域の周辺地域のうち、大都市圏と社会的又は経済的
一体性を持つものとして知事が特に認める地域を含む市町村
- イ 認定申請の日における地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した最新の「全国地震動予測地図」において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われるケース（最大ケース）が26パーセント以上とされている地域、又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域から、県内へ生産機能、研究機能その他の機能の主たる部分を移転することにより生産体制及び競争力の強化を図る事業
- ウ 製造業であって、海外から県内へ生産機能、研究機能その他の機能の主たる部分を移転することにより生産体制及び競争力の強化を図る取組を行うもの又は、取引先が海外から国内へ生産機能、研究機能その他の機能の移転することにより生産体制及び競争力の強化を図る取組を行う動きに応じて、取引先から新たな受注等を獲得するために実施する事業

（県内企業との受発注計画及び実績）

第23条 事業認定及び条例第3条第1項第1号及び第2号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施に当たり鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内事業者及び同条例第9条第2項に規定する、県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事業所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者（以下「県内企業」という。）との受注及び発注（以下「受発注」という。）に努めるとともに、様式第1号の9又は様式第6号の8により、県内企業との受発注に関する計画及び実績表を作成しなければならない。

（補助事業の実施による工事及び委託事業の県内事業者等への発注計画及び実績）

第24条 事業認定及び条例第3条第1項第1号及び第2号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施に伴う工事請負、業務委託について、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者（以下「県内事業者等」という。）への発注に努めるとともに、様式第1号の10又は様式第6号の9により、工事請負、業務委託に係る発注計画及び実績表を作成しなければならない。

2 補助事業の実施に当たり工事請負、業務委託について県内事業者等以外の者に発注を行う場合は、様式第1号の10の別添様式により、事前に県に協議しなければならない。

（事業実施者の取扱い）

第25条 新增設事業に関する投資を行う会社が関連会社に属するときは、当該会社のほか、当

該新增設事業に関与する当該関連会社に属する他の会社も当該新增設事業を実施する会社として扱うことができる。

(事業認定の辞退)

第26条 認定事業実施者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 条例第4条第1項に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業実施者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第27条 認定事業実施者は、補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは知事に申請し、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、第4項で定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助事業の実施により営まれる対象事業の区分の変更

(2) 補助対象経費の2割以上の増減の変更

(3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の円滑な実施についての重要な変更

2 前項の申請は、様式第4号により行うものとする。

3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

4 第1項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 認定事業実施者の名称又は所在地の変更

(2) 事業実施場所となる地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。

6 第2項の規定は、前項の軽微な変更に係る届出について準用する。

(交付申請)

第28条 条例第3条第1項に規定する本補助金の交付申請は、次の各号に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 第21条第1号の要件に基づき申請する場合にあっては、新增設事業の完了の日から3年を経過する日

(2) 第21条第2号の要件に基づき申請する場合にあっては、新增設事業の完了の日を含む事業会計年度の末日から3年を経過する日

2 補助金額が2億円を超えるものについては、1年間に交付申請できる補助金の額は2億円以下とし、前項各号に掲げる日までに最初の交付申請を行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、第6条第1号から第3号まで、第6号、第7号又は第9号に掲げる事業を行う者にあっては、新增設事業の一部が完了し、当該完了部分が第5条の認定要件を満たす場合には、当該完了部分に対する条例別表産業未来共創事業成長・規模拡大型の項補助金の額欄に定める補助金の額の範囲内で交付申請

できるものとする。なお、1年間に交付申請できる補助金額は2億円以下とする。

- 4 交付規則第5条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第6号によるものとする。
- 5 交付規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 決算書（直近2期分）
 - (2) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
 - (3) 投下固定資産額・賃借料一覧表（内訳）
 - (4) 投下少額資産額一覧表（内訳）
 - (5) 付加価値額の算定に必要となる決算書類、収支計算書又はこれに準ずる書類
 - (6) 第17条第5項及び前条第3項の規定による通知の写し
 - (7) 交付申請時点における労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し、公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳その他新增設事業により増加した認定要件の対象となる常時雇用労働者数及び高年齢常時雇用労働者数が確認できるもの
 - (8) 対象事業により増加した認定要件の対象となる常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の労働条件通知書のほか労働条件が確認できるもの
 - (9) 就業規則
 - (10) 人材確保費用等の根拠が明記された社内規程等
 - (11) 人材確保費用等一覧表（内訳）
 - (12) 売買契約書、工事請負契約書、リース又は賃貸借に係る契約書及び領収書等の補助対象経費の支出を証する書類の写し
- 6 本補助金の交付申請については、第17条第7項の規定を準用する。

（交付決定）

- 第29条 本補助金の交付決定は、交付規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から原則として45日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付額に1円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てるものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、交付決定を行う年度中に補助事業が全て完了する見込みがあるものに限り、交付規則第19条の規定による概算払ができるものとする。この場合において、補助事業のうち未完了の部分に係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる方法により確認するものとする。
 - (1) 補助対象経費に係る支払が完了していないものについては、当該物件の現地確認及び契約書又はそれに準ずる書類の確認
 - (2) 常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者の雇用については、採用内定通知又はそれに準ずる書類の確認
 - (3) 付加価値額については、決算見込に準じて算出した額の確認
 - 4 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとし、前項の規定により概算払をするときは、様式第7号に必要な修正を行うものとする。

(実績報告の時期等)

第30条 交付規則第17条第1項の規定による報告は、交付規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(事業継続努力義務期間内の休止等)

第31条 本補助金の交付を受けた者は、条例第5条第1項第2号に定める期間（以下「事業継続努力義務期間」という。）内に当該認定に係る事業を休止又は廃止しようとするとき、又は縮小、外注化、転換等による解雇、一時帰休又は希望退職等の雇用調整が生ずる業種又は業態の著しい変更を行おうとする場合（以下「休廃止等」という。）は、速やかに、その旨を様式第8号により知事に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項第2号中「県と協議」とは、前項に規定する届出により、事業の方向性及びその他雇用者並びに取引先への対応等必要な事項について、知事とあらかじめ行う協議のことをいう。

(県内の雇用及び産業への影響)

第32条 条例第5条第1項第2号に規定する「事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合」とは、当該事業の休廃止等により、事業者が雇用する者の数が概ね100名以上減少し、かつ、県産業における生産量、売上額又は出荷額等が著しく減少することが見込まれる場合をいう。

(事業継続努力義務期間内の事業状況報告)

第33条 条例第7条第2項の規定による報告は、毎年、10月1日時点の補助事業に係る状況を10月31日までに様式第9号により知事に行うものとする。

2 補助事業の認定及び本補助金の交付に関し、新增設事業が条例に規定する産業未来共創事業（一般投資型）又は先端的デジタル活用企業立地促進事業に係る対象事業と一体的に行われる場合は、前項の報告は、これらの事業を一事業として報告することができる。

(財産の処分制限)

第34条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、事業継続努力義務期間とする。

2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、条例第2条第5号に規定する償却資産のうち、取得価額又は効用の増加価額が50万円以上のものとする。

3 第29条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の承認について準用する。

(経営革新型対象事業との関係)

第35条 補助事業の認定に関し、承認経営革新計画に基づく新增設事業が条例に規定する産業未来共創事業（経営革新型）の認定を受けている場合は、本補助金の補助対象としない。ただし、同じ対象事業であって補助対象経費が重複しない、別の特定承認地域経済牽引事業計画又は承認経営革新計画を作成し、本補助金に申請することを妨げるものではない。

(一般投資型対象事業との関係)

第36条 補助事業の認定及び本補助金の交付に関し、新增設事業が条例に規定する産業未来共創事業（一般投資型）に係る対象事業と一体的に行われる場合の認定又は交付の要件となる投下固定資産額及び賃借料の合計額並びに第21条各号に規定する事項（以下「雇用等の要件」という。）については、当該産業未来共創事業（一般投資型）に係る投下固定資産額及び賃借料の合計額（本補助金の対象となり得るものに限る。）並びに鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（一般投資型））（令和5年7月13日付第202300091611号鳥取県商工労働部長通知）第19条各号に規定する事項と重複できるものとする。

- 2 前項の場合における本補助金の額の算定においては、投下固定資産額及び賃借料の合計額は重複しない。また、当該産業未来共創事業（一般投資型）に係る補助対象経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとする。

(先端的デジタル活用企業立地促進事業との関係)

第37条 補助事業の認定及び本補助金の交付に関し、新增設事業が条例に規定する先端的デジタル活用企業立地促進事業に係る対象事業と一体的に行われる場合の認定又は交付の要件となる投下固定資産額及び賃借料の合計額並びに雇用等の要件については、当該先端的デジタル活用企業立地促進事業に係る補助対象経費（本補助金の対象となり得るものに限る。）並びに増加する常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者と重複できるものとする。

- 2 前項の場合における本補助金の額の算定においては、投下固定資産額及び賃借料の合計額は重複しない。また、当該先端的デジタル活用企業立地促進事業に係る補助対象経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付停止等)

第38条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第29条に規定する本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続き、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、認定事業実施者との協議により決定するものとする。

(補助金の返還)

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合（条例第5条第1項に掲げる補助金不交付の要件に該当する場合を除く。）には、交付規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、交付規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

- (1) 本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則、交付規則及び本要綱の規定に従わないとき。

- (2) 事業継続努力義務期間内に事業を休廃止等する場合に、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、補助事業者名の公表を行うことがある。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第40条 補助事業の認定及び本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第41条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

(鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））の廃止)

2 鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））（令和元年7月4日付第201900108379号商工労働部長通知）は、廃止する。

(鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））（以下「旧要綱」という。）第16条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。ただし、旧要綱第32条については、本要綱第33条の規定を適用する。

4 旧要綱附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成25年3月19日付第201200194702号商工労働部長通知）第10条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱附則第3項の規定は、なおその効力を有する。ただし、旧要綱第32条については、本要綱第33条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、現に改正前の鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））（令和5年7月13日付第202300091611号鳥取県商工労働部長通知）第17条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、現に改正前の鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第17条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

別紙1（第8条関係）

先進性の判断基準

1 事業計画について以下の基準で先進性を判断する。

（1）開発又は生産する製品の先進性

ア 同業他社に普及していない技術等を活用した製品

※ 先端技術を活用した製品（革新的な新素材）等

イ 既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品

※ 既存技術の組み合わせや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品 等

（2）開発又は提供する役務の先進性

ア 同業他社に普及していない技術等を活用したサービス

※ 第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）等

イ 既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービス

※ 複数サービスの組み合わせや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス

（3）製品の生産又は販売の方式の先進性

ア 同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業

※ 生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入 等

イ 同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業

※ ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等

（4）役務の提供の方式の先進性

ア 同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業

※ 新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業 等

2 先進性を判断する際には、同業他社における当該商品、当該役務、当該方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先進的な取組とは判断しないものとする。

別紙 2（第 21 条関係）

付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）

又は一人当たりの付加価値額について

- 1 人件費は、以下の各項目を全て含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を乗じることによって算出すること。
 - （1）売上原価に含まれる労務費（福利厚生費等（退職金は除く。）を含んだもの（常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者に限る。）。）
 - （2）一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費（常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者に限る。）。）
- 2 減価償却費は、以下の各項目を含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。
 - （1）減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）。）
 - （2）リース・レンタル費用（損金算入されるものに限る。）。）
- 3 一人当たりの付加価値額
 - （1）従業員数は、付加価値額算出を行う期末の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数とすること。
 - （2）伸び率は、小数点以下第 2 位を四捨五入したものとすること。
- 4 各種項目の算出式
 - （1）付加価値額 ： 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
 - （2）一人当たりの付加価値額 ： 付加価値額 ÷ 従業員数
 - （3）営業利益 ： 売上総利益（売上高 － 売上原価）－ 販売費及び一般管理費
- 5 前 4 項によりがたい場合については、県と別途協議を行うものとする。